生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用について(概要)

平成21年5月19日 文 部 科 学 省 厚 生 労 働 省

1. 経 緯

- 〇 総合科学技術会議意見「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(平成16年7月)に基づき、平成17年、生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用に関するガイドラインの作成に向け、文科・厚労の両省で検討を開始。
- 〇 平成21年1月26日、両省の合同による専門委員会*において、ガイド ラインを作成する上で基本的考え方となる報告書(案)を取りまとめ。
 - ※科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会 生殖補助医療研究専門委員会 厚生科学審議会 科学技術部会 ヒト胚研究に関する専門委員会
- 〇 その後、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会及び厚生科学審議会 科学技術部会における審議を経て、本報告書を最終的に取りまとめ。

2.報告書のポイント

(1)検討の対象

- 生殖補助医療の向上に資する研究でヒト受精胚の作成を伴うもの。
- (2) 作成されるヒト受精胚の取扱い等
- 取扱期間は、受精後14日以内(原始線条の形成前まで)。
- 人又は動物への胎内移植は禁止。
- 〇 研究終了後は、速やかに廃棄。
- 作成したヒト受精胚の他の機関への移送は禁止。

(3)研究に必要な配偶子(卵子、精子)の入手の在り方

- 〇 基本的考え方
 - ・配偶子の提供は、無償とする。
 - ・いわゆる「無償ボランティア」からの卵子の採取は、当面禁止
 - ・自由意思によるインフォームド・コンセントの確保
 - ・提供の際の、肉体的侵襲や精神的負担の最小化(特に卵子)
 - 提供者の個人情報の保護
- 〇 研究への提供が認められる卵子
 - ①生殖補助医療に用いられない卵子(非受精卵や不要化した凍結卵子等)
 - ②手術等により摘出された卵巣や卵巣切片から採取された卵子
 - ③生殖補助医療目的で採取する卵子の一部*
 - 卵子の提供について、一般的な広報手段(ポスター等)により情報を入手した後に、本人から自発的な申し出があった場合
 - 一採取する卵子の一部を研究に提供する機会があることについて、主治医等から患者に対して情報提供が行われた後に、本人から申し出があった場合
 - ※③については、次の事項を機関内倫理審査委員会が事前及び事後に確認すること を条件に、提供を認める。
 - ・採取の際、提供者に本来の治療目的以上の侵襲を加えないこと。
 - ・排卵誘発剤の過剰な使用等の疑念が持たれないよう、その使用量など治療の詳細な記録を保存。
 - ・インフォームド・コンセントの際、結果として治療成績の低下につながる可能 性があることを説明。
 - ・写真等による採取した卵子の数や形状等の記録。

(4) インフォームド・コンセント

- 卵子の提供について、具体的な研究内容が確定していない段階でのインフォームド・コンセントを禁止。(将来の研究利用のための保存についてのインフォームド・コンセントは可。)
- インフォームド・コンセントは原則、いつでも撤回可能。
- 提供者が医療の過程にある場合は、提供機関が「説明者」を配置。
- 提供者が医療の過程にある場合、提供者の医療に直接関与せず、提供者保護を最優先に行う「説明者」から、インフォームド・コンセントの説明を行う。
- その他、提供が認められる卵子等に応じた要件・手続。

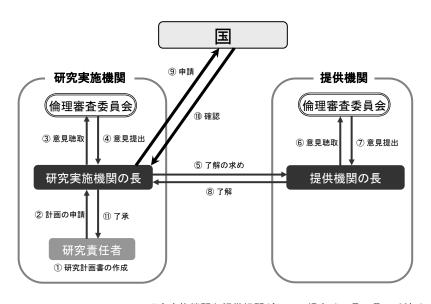
(5) 研究実施の要件

- 提供機関と研究実施機関が別の場合、同一の場合、それぞれについて検討。
 - ①研究実施機関
 - ・研究実施機関の要件、研究実施機関の長の責務と要件、研究責任者 の責務と要件、研究実施者の責務と要件
 - ②提供機関
 - ・提供機関の要件、提供機関の長の責務と要件
 - ③機関内倫理審査委員会 (構成員の要件、関係者の審査への参画の制限、 議事内容の原則公開)

(6) 研究実施の手続等

- O 研究計画の妥当性について、研究実施機関、提供機関それぞれの機関内 倫理審査委員会において審査を行い、それぞれの機関の長の了承(了解) を得る。
- 〇 研究計画の指針適合性を国が確認。
- 研究実施機関の長は、作成される受精胚の管理状況を定期的に国に報告。

審査に係る手続の流れ



※ 研究実施機関と提供機関が同一の場合は、⑤~⑧の手続は不要。

(7) 個人情報の保護等

- 〇 提供機関において、提供者の個人情報を匿名化。
- 〇 研究実施機関において、「個人情報管理者」(個人情報の管理を行う責任 者)を設置。
- その他、医学研究に関連する倫理指針と同様の措置を講ずる。
- 〇 研究成果は、原則公開。